

労務 ROAD

■労災保険の特別加入制度について

労災保険は、国内で雇用されている労働者が対象です。しかし、それでは中小事業主や自営業者、それらの家族などが労災保険の対象外となってしまう、仕事でケガを負っても労災保険を受けることができません。けれども、労働者に準じて保護することがふさわしいと見なされれば、条件付きで労災保険に特別に加入することができます。これを、労災保険の特別加入制度といいます。

特別加入できる方の範囲は、中小事業主等・一人親方等・特定作業従事者・海外派遣者の4種に大別されます。

給付の内容

特別加入者に対する保険給付の種類は、療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、葬祭料・葬祭給付、傷病（補償）年金、介護（補償）給付があります。



中小企業の特別加入について

中小事業主等とは、

- ① 下の表のように労働者を常時使用する事業主。
労働者を通年雇用していなくても、1年間に100日以上労働者を使用している場合は、常時労働者をしているものとして取り扱われます。
- ② 労働者以外で、事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員。

業種	労働者数
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

令和4年7月1日から歯科技工士の方も加入の対象となりました

令和4年7月1日から、**歯科技工士法に基づく「歯科技工士」の資格**をお持ちの方も特別加入の対象となりました。

従業員を雇っていない方

「一人親方その他の自営業者」として特別加入することができます。

従業員を雇っている方

これまで同様、事業場の規模次第で「**中小事業主**」として対象になります。
具体的には、常時使用している労働者が100人以下の場合には、中小事業主として特別加入することができます。

その場合は、下記2つの条件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが必要です。

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

【厚生労働省より】

弊所でも、事務組合「葛城経営研究会」への加入のご案内が可能です。
詳しい内容のご説明や、ご加入を検討される事業主様はぜひご連絡ください。

VOL.811

(2208-1)



〒541-0054

大阪市中央区南本町
2-6-12

サンマリオンタワー16F

TEL:06-6224-0264

FAX:06-6224-0265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

皆さん、正しい体づくりの方法をご存じですか？
勿論目的によって異なりますが、基本的には適度な運動と適切な食事、睡眠が必要だと言われています。
よくある間違いとして、絶食や炭水化物を抜くことで体重を減らす方法です。
これは筋肉量が大きく減少する可能性が高く、それに伴い基礎代謝が下がってしまうので、痩せにくく太りやすい体になってしまいます。最悪の場合、免疫力が下がり体調を壊しかねませんので、できるだけクリーンな体づくりを心がけましょう。(姜)

お知らせ

8月中に順次夏季休暇をいただきます。日程については各担当より別途ご連絡させていただきます。
皆様にはご迷惑をお掛け致しますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。